



## ～美ら島の未来を拓く～沖縄総合事務局 定例記者会見（9月）

日時：令和2年9月15日（火）10:30～

場所：沖縄総合事務局 2F D・E会議室

### 【発表事項】

1. 巡回防災パネル展について
2. ハイサイプロジェクト WEB 合同企業説明会の参加者（求職者）募集について
3. Go To トラベル事業：地域共通クーポンの登録申請について
4. “「不正改造車を排除する運動」の強化月間（10月）～不正改造は犯罪です！～”

出席者 沖縄総合事務局

局長	吉住 啓作
次長	前津 盛和
次長	岩田 美幸
総務部長	上村 秀紀
運輸部長	米山 茂
総務部防災・危機管理課長	宮城 一正
経済産業部地域経済課長	大田 定

巡回展示  
備えて安心  
親子で学ぶ  
**防災展**

# 巡回防災パネル展



防災の備えについて親子で学ぶきっかけをつくる目的で、「備えよう！親子で学ぶ防災展」を開催しています。

展示パネルは、災害に対する理解、危険予測と備えなどへの理解を促す内容で、イラスト、図解、軽くて丈夫な素材を取り入れるなど、親しみやすく扱いやすいものとなっています。コンパクトで学校の空きスペースに設置できます。

このパネル展は無償です。  
小学校での防災に関する授業や活動  
また、地域の関連イベントと同時開催するなど、学校のニーズに合わせて活用できます。



パネルは地震や津波が起きるしくみ等、科学的なテーマについては図解を多用し、特にパネルのイラストやグラフについては、土台をつけ、浮かせて取り付け、立体感を出して印象づけるようにしました。

また、災害に対する心得については、身近に感じてもらうことを重要視し、家族の中でのやりとりの場面をイラストで表現しました。



## 展示内容

- 備えよう！親子で学ぶ防災展
- はじめに
- 災害が起きるしくみ
- 地球の内部はどうなっているの
- 世界の地震の分布
- どんなタイプの地震があるの？
- どうして津波は起こるの？
- これから心配される災害
- 地震の大きさ
- 沖縄で地震が起こる可能性
- 沖縄における津波被害想定
- 自分たちで出来る備え
- いざという時のために備えよう
- 地震が起きました!! あなたは大丈夫？



## 展示の特徴

- 50cm四方の軽くて強いペーパーハニカムを使用している。
- その正方形や枠型の板を重ね合わせ、奥行き感を出している。
- パネルは小さく軽量で持ち運びやすいため、子どもでも設営ができる。
- 背面には折りたたみ式のスタンドを取り付けてあるため、学校の教室の机や会議室の長机などを活用し、そこに立てたり置いたりして、並べて展示できる。
- 2枚で1組であるため、くの字に配置すると立体感も生まれる。
- 全部で20枚のパネルは立方体の段ボールケース4箱に収納できるため、扱いやすく、自家用車の座席に載せても運べるコンパクトなセットとなっている。

沖縄総合事務局では、防災の備えを「親子で学ぶきっかけをつくる」目的で小学校などを対象した巡回防災展を開催

【テーマ】①地震・津波はなぜ起きるの？ ②地震・津波が発生した時に備えて何を準備しておくの？

○日 時:令和2年7月1日(水) 8:40～15:15

○場 所:南城市立 知念小学校

○参加者:全校生徒10クラス 247名(1年(36名),2年(33名),3年(22・22名),4年(20・20名),5年(20・19名),6年(28・27名))

○内 容:①防災パネル展示及びクイズ ②自宅・避難所の確認 ③非常時持ち出しセットの展示



【①防災パネル展示及びクイズ】



【②自宅から避難所の確認】



【③非常時持ち出しセットの展示】



○一つ一つパネルの内容を確認し、地震や津波が発生するメカニズムなどを学び、楽しくクイズを解きながら見てもらった。

○自分の家は津波の影響がないのか、最寄りの避難所はどこなのか、どのルートで避難すれば安全なのかを生徒同士で確認していた。

○何を備蓄する必要があるのかを一つ一つ確認しながら見ていた。

○生徒達からは「全国的に見て、沖縄は大きな地震が起こる可能性が高いことを知って驚いた」「100円ショップで避難グッズを準備できることを知ったので、家族で非常時持ち出しセットをそろえてみたい」などの感想があった。

令和2年9月11日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## ハイサイプロジェクト WEB 合同企業説明会の参加者（求職者）募集について

沖縄総合事務局ではハイサイプロジェクト（令和2年度中小企業・小規模事業者人材確保事業）において、中小企業等の人材確保を支援するため、WEBによる合同企業説明会を開催いたします。

同説明会では約30社の求人企業と仕事を求めている全ての求職者（新型コロナウイルスの影響により離職した方も対象）向けにWEB上で合同説明会を開催し、効果的なマッチングに繋げます。

### 1. イベント概要

- イベント名：ハイサイプロジェクト WEB 合同企業説明会
- 開催日：令和2年9月29日（火）12:00～16:30
- 対象者：仕事を求めている全ての求職者（新型コロナウイルスの影響により離職した方も対象です）
- 参加企業数：30社（予定）
- 申込締切：令和2年9月28日（月）18:00迄

### 2. 参加準備・当日について

- ・WEB合同企業説明会はWeb会議アプリ「Zoom」を利用して配信を行います。  
説明会開始日までにアプリをインストール（無料）して準備を行ってください。
- ・当日は、登録したメールアドレスにZoomのURLが届いたことを確認し、メールで届いたZoomのURLにアクセスし、指定のURLにZoomで正常に接続できるか確認します。

### 3. 申込・詳細は添付のチラシ又は以下のサイトをご確認ください。

→事前登録・申込サイト

<https://gosetsu-okinawa.jp>

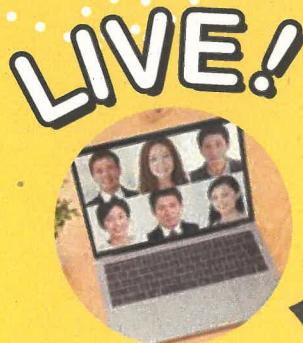
※本説明会は当局HPに掲載しております「沖縄県内における人材マッチングについて」の一環による事業となり、アンケートにご回答頂いた企業の皆様にもご案内しているものです。[http://www.ogb.go.jp/keisan/oshirase/20200819\\_01](http://www.ogb.go.jp/keisan/oshirase/20200819_01)  
アンケートの際は、ご協力頂きましてありがとうございました。

（本発表資料のお問合せ先）

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課（担当：池村、八幡、瀬名波）

電話：098-866-1730、FAX：098-860-1375

# 就職活動認定対象



# ハイサイプロジェクト WEB 合同企業 説明会



2020/9/29(火)

12:00~16:40

参加費は無料!

服装は自由!自宅で視聴♪

カメラ・マイクはOFFでOK!

## スマホ or PCの利用しやすい環境から参加できる!

対象者

仕事を求めている全ての求職者(新型コロナウイルスの影響により離職した方も対象です)

開催方法

無料Web会議アプリ「Zoom(ズーム)」を使用 ※WEBサイト内で求人票を掲載します!

## 参加企業数:30社

事前登録が必要です。

右記QRコードから登録をお願いします。

申込締切:2020年9月28日 18:00迄

<https://gosetsu-okinawa.jp>



### タイムスケジュール(三部構成・各部10社ずつ)

第一部	1回目	2回目	3回目
	12:00~12:20	12:30~12:50	13:00~13:20
第二部	1回目	2回目	3回目
	13:40~14:00	14:10~14:30	14:40~15:00
第三部	1回目	2回目	3回目
	15:20~15:40	15:50~16:10	16:20~16:40

[参加の準備・当日について]

WEB合同企業説明会はWeb会議アプリ「Zoom」を利用して配信を行います。  
説明会開始前までにアプリをインストール(無料)して準備を行ってください。

[当日の視聴の流れ]

- 登録したメールアドレスにZoomのURLが届いたことを確認します。
- メールで届いたZoomのURLにアクセスし、指定のURLにZoomで正常に接続できるか確認します。

無料

iOS

Android

Web会議アプリ「Zoom」  
インストールはこちらから

PCからは下記URLからインストール

[https://zoom.us/download#client\\_4meeting](https://zoom.us/download#client_4meeting)

※ご利用にはデータ通信が必要となります。

参加費用は無料となりますが、ご利用に伴う通信費はご負担お願いします。予めご了承ください。



# Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)



# 目次

1. 事業の目的 ————— P. 2
2. 地域共通クーポンの概要 ————— P. 5
3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで ————— P. 19
4. 問い合わせ先 ————— P. 33

# 1. 事業の目的

## 1. 事業の目的

### 観光需要喚起による地域経済の回復

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けている



多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出

## 1. 事業の目的

「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着

感染拡大の防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行って頂ける環境を整えることが重要



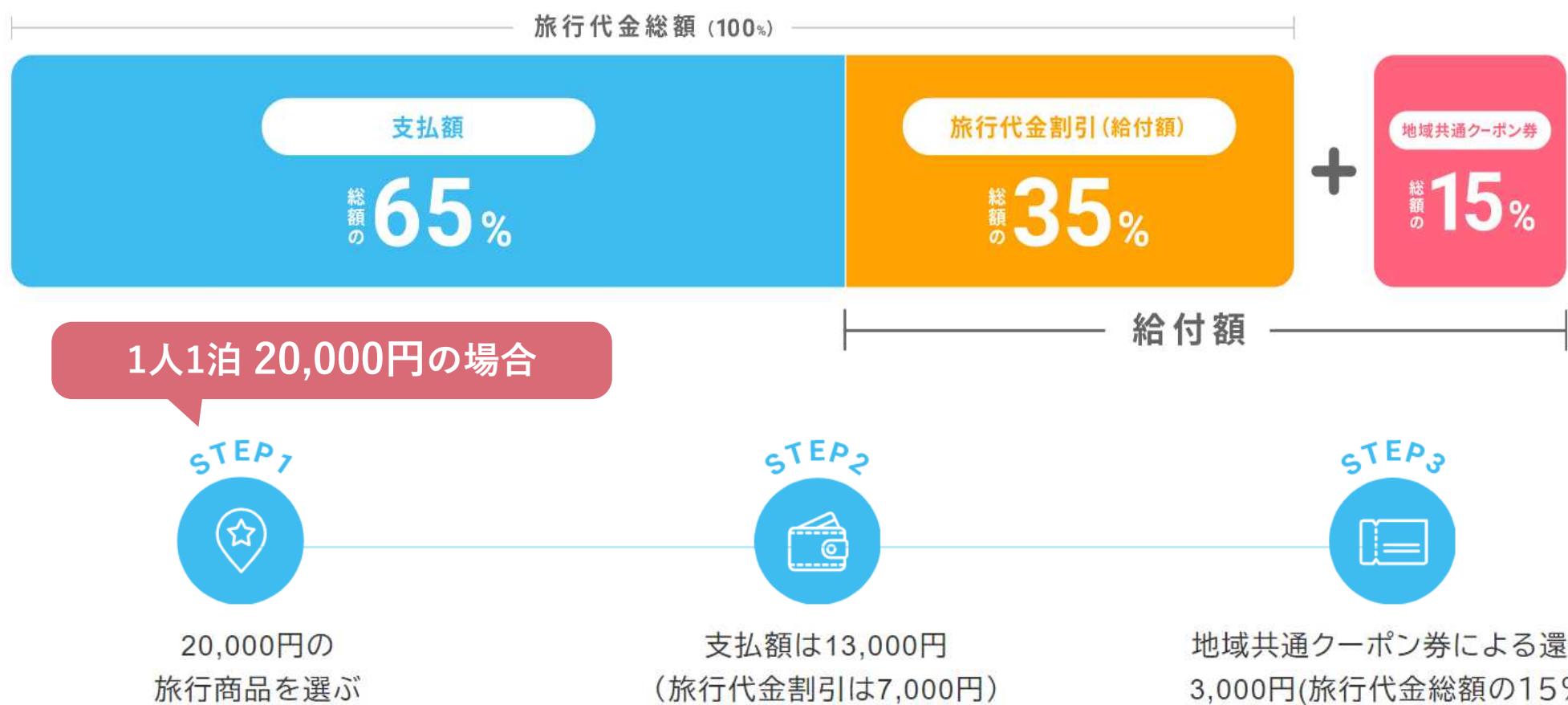
観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、  
本事業を通じて、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる

## 2. 地域共通クーポンの概要

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (1) 地域共通クーポンの給付額

- 旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布  
※ 旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入  
= 端数が500円以上の場合は1,000円を付与
- 一人一泊あたり6,000円が上限（日帰り旅行は3,000円が上限）



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

- ・ **発行形態**：①紙クーポン  
②電子クーポン
- ・ **発行券種**：①紙クーポン：券種1,000円  
②電子クーポン：券種1,000円、2,000円、5,000円

#### イメージ

##### ①紙媒体のクーポン（商品券）



##### ②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

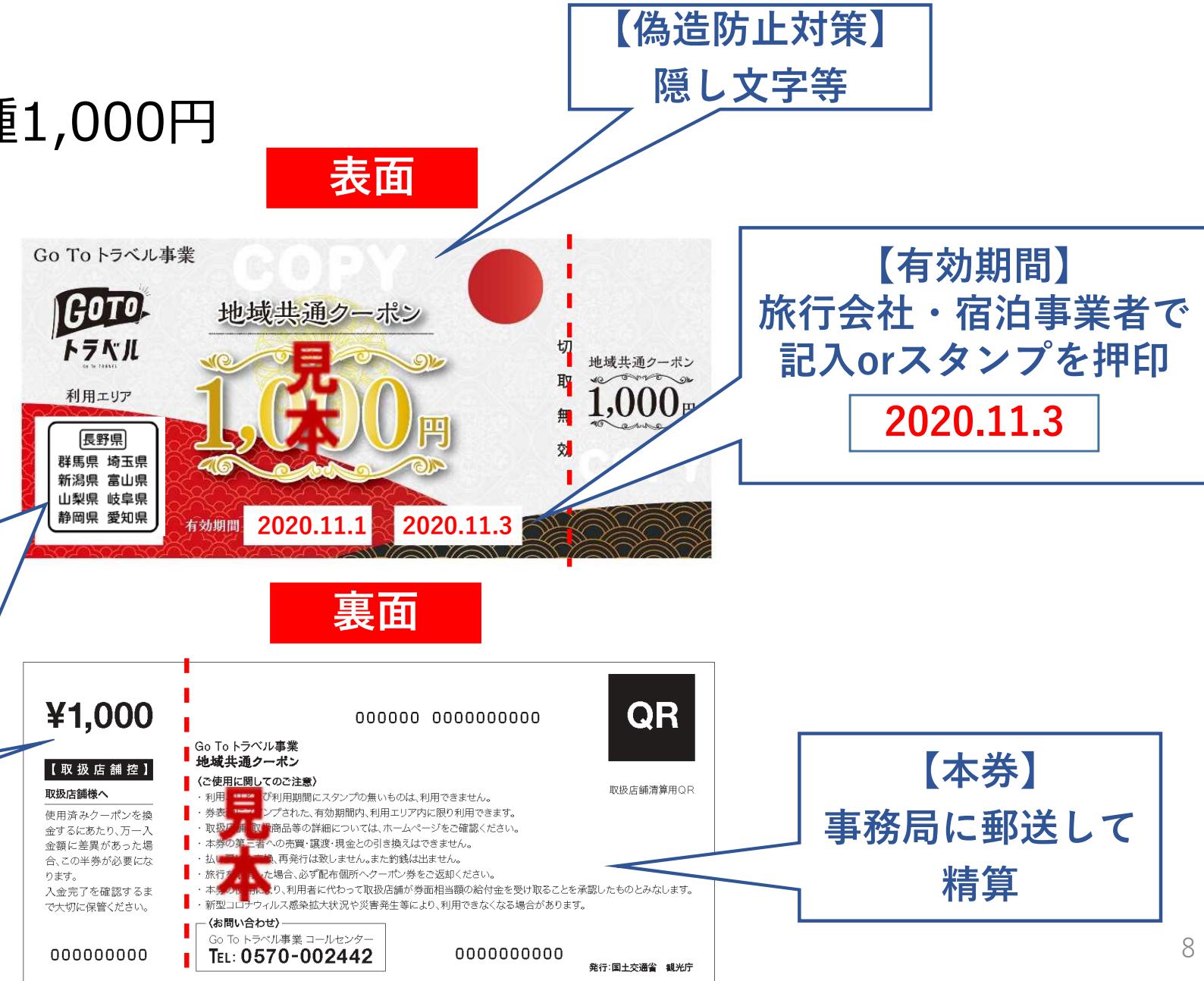
#### 【①紙クーポン】

- ・発行券種：券種1,000円

**【利用エリア】**  
旅行会社・宿泊事業者で  
スタンプを押印

(例) 宿泊地＝長野県の場合

長野県  
群馬県 埼玉県  
新潟県 富山県  
山梨県 岐阜県  
静岡県 愛知県



**【取扱店舗控】**  
取扱店舗で保管

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (2) 発行形態・券種

#### 【②電子クーポン】 • 発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

① 受取ページへのログイン

② 発行したい券種を選択

③ クーポン発行

④ 取扱店舗のQRコード読み取り

ようこそ、Go To Travelクーポンページへ  
旅をおとくに、思いっきり楽しもう！

Go To travelクーポン  
宿泊施設へのチェックイン後、発行可能になります

予約した旅行会社

旅行会社を選択して下さい

エラー旅行会社を選択してください的な文章

予約番号・受付番号等



番号を入力して下さい

エラー番号が見つかりません的な文章

クーポンをみる

クーポンを発行  
以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません

残高 有効期限：10月22日  
¥8,000

No.1234567890123456

利用可能地域：長野/富山/新潟/山梨/岐阜/静岡  
発行宿泊施設：ああああああああああああああああ  
18文字目から折り返しあああああホテル

利用する金額を選ぶ

¥1,000 ¥2,000 ¥5,000

クーポンを発行する

クーポンを発行  
以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません

クーポンを発行しました  
¥2,000

残高 ¥8,000

今すぐ使う

LINE LINEで送る

とっておく



⑤ 店舗に提示し  
決済確認

※取扱店舗においては、登録完了後に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (3) 有効期間

- ・宿泊旅行の場合 : 宿泊日及びその翌日
- ・日帰り旅行の場合 : 旅行の当日

- ※ **地域共通クーポン制度開始日（10月1日）以降に開始する旅行を対象。**  
旅行代金の割引支援の終了をもって、地域共通クーポンの付与も終了。
- ※ 新型コロナウィルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布及び利用の全部又は一部を停止することがある。

2泊3日旅行の場合

有効期間

11/21  
Day1

(宿泊)

11/22  
Day2

(宿泊)

11/23  
Day3

日帰り旅行の場合

有効期間

11/21  
Day1

(日帰り)

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (4) 利用エリア

- ・宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）の属する都道府県  
及び当該都道府県に隣接する都道府県

宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）が福島県の場合

#### 利用エリア

宿泊地  
(主たる目的地)

福島県



隣接する都道府県

宮城県

山形県

新潟県

茨城県

栃木県

群馬県

- ※ 複数の宿泊地を含む旅行の場合にあっては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン（最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの）を旅行者に配布する。ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (5) 利用可能店舗

- ・ **地域共通クーポンの取扱店舗**として、Go To トラベル事務局の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）
- ・ 地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、**店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

※ ポスター掲示写真の提出があるまでは公式HPには掲載されない

ステッカー



使用可能なクーポン  
(紙・電子) を可視化

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (6) 地域共通クーポンの利用対象にならない商品・サービス

区分	事例
(1) 行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課</li> <li>② 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）</li> <li>③ 宝くじ（ジャンボ宝くじ、toto、BIG等）</li> <li>④ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）</li> </ul> <p>※運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
(2) 日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気、ガス、水道、電話料金等</li> <li>② NHK放送受信料</li> <li>③ 不動産賃料</li> <li>④ 駐車場の月極・定期利用料</li> </ul> <p>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）</li> </ul>
(3) 換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）</li> <li>② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等</li> <li>③ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）</li> </ul>
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの</li> </ul> <p>※利用者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等</li> <li>③ 授業料、入学検定料、入学金等</li> </ul> <p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金</li> <li>⑤ 既存の債務の弁済</li> <li>⑥ 各種サービスのキャンセル料</li> <li>⑦ 電子商取引</li> <li>⑧ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの</li> <li>⑨ 公序良俗に反するもの</li> <li>⑩ 社会通念上不適当とされるもの</li> <li>⑪ その他各取扱店舗が指定するもの</li> </ul>

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (7) 地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先	発行形態	旅行者に配布する主体	
① 旅行業者等	店頭販売	紙	旅行業者等
	WEB販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
		電子	事務局
②宿泊施設	紙	宿泊施設	

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合は、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配達を行う。

※ 旅行業者等・宿泊施設は、旅行者に紙クーポンを配布する前に、有効期間及び利用エリアをスタンプ等により記載した上で、旅行予約ごとに、配布する紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管するか、裏面右上のQRコードを読み取り記録・保管する必要がある。



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (7) 地域共通クーポンの配布方法

#### ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

##### 店頭販売

- ・旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合等には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

（仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。）

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (7) 地域共通クーポンの配布方法

#### ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

##### WEB販売等

###### i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

旅行業者等



枚数等を伝え  
宿泊施設に依頼

宿泊施設



旅行者



###### ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

旅行業者等



予約番号、  
チェックイン日、  
宿泊施設所属都道府県、  
クーポン金額等  
を伝達

事務局



旅行者



## 2. 地域共通クーポンの概要

### (7) 地域共通クーポンの配布方法

#### ②宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

**宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）**

宿泊施設



旅行者



※ チェックイン後に宿泊内容の変更（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

（仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。）

## 2. 地域共通クーポンの概要

### (8) 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと現金との交換



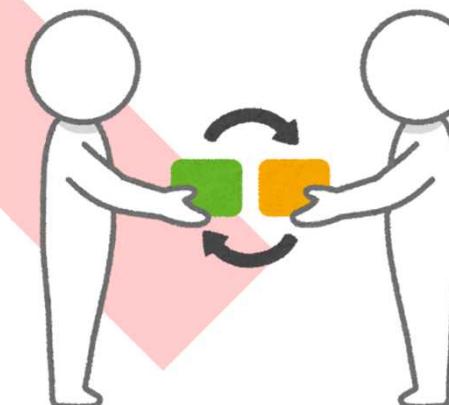
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の 登録から精算まで

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (1) 参加条件

##### 1) 事業者の条件

- ・地域共通クーポンの取扱いに係る責務等を果たし、事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、感染症拡大防止策に係る責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者（日本国内において事業を実施している者に限る）。
- ・ただし、役員等が暴力団員である者等を除く。

##### 2) 店舗の条件

- ・Go To Eatキャンペーン事業の対象となる飲食店については、同事業の登録を受けていること。（宿泊施設については特例有）
- ・対象外となる店舗は以下のとおり。
  - 風営法の許可・届出の対象となる営業（深夜酒類提供飲食店営業を除く）を営む店舗
  - 利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
  - カラオケ・ライブハウス

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (1) 参加条件（感染症拡大防止策に係る責務等）

##### ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

- 登録時に、「Go To トラベル事業参加同意書」において、遵守するガイドラインを記入
- 配布するポスターに、遵守するガイドライン・責任者名を記入し、店頭など旅行者から見えやすい場所に掲示（又はホームページで公表）
  - ポスターを掲示した箇所を撮影し、写真を事務局に提出（ホームページのURLを報告）



##### ② 行政からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと

##### ③ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと

##### ④ 感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること

※ 飲食店に関しては、「Go To Eatに参加する飲食店が守るべき感染症対策」を求める

**実施されていない場合**には、登録を取消し

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (1) 参加条件（宿泊施設の飲食店の登録）

- Go To トラベル参画宿泊施設の飲食店は、宿泊施設のガイドラインが遵守されていると評価できる範囲（宿泊事業者の管理が及ぶ範囲）については、Go To Eat の登録を受けているかにかかわらず、地域共通クーポンの取扱店舗としての登録が可能。

宿泊事業者が  
運営する  
宿泊施設の建物内の  
飲食店



宿泊事業者以外の者が  
運営する  
宿泊施設の建物内の  
飲食店



宿泊事業者が  
運営する  
宿泊施設の敷地内の  
飲食店



宿泊事業者が  
運営する  
宿泊施設の敷地外の  
飲食店



### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (2) 登録申請

##### ① 登録申請方法

- ・地域共通クーポン取扱店舗となることを希望する者は、申請に必要な書類に必要事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申請
- ※ 登録申請は、法人単位で行う。 複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行う。（フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等は特例有）

##### 1) 公式ホームページで申請

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (Go To トラベル事業者向けサイト)

##### 2) 郵送で申請

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24番14号

「Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」

※ 郵送による申請を希望する場合であって、申請書類一式が必要な場合には、  
Go To トラベル コールセンターに連絡

## (2) 登録申請

### ② 申請期間

**9月8日（火）～**

※ 申請は隨時受付。ただし、9月15日（火）までに申請した事業者（申請に必要な書類に不備がある者を除く。）が営む店舗（飲食店を除く。）については、地域共通クーポン開始の日までの間に、登録を行った上で、取扱店舗用マニュアル、換金用伝票、販売用ツール（ポスター、ステッカー等）など一式を配送予定（参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除く。）。

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (2) 登録申請

##### ③ 申請に必要な書類

- ①取扱店舗登録申請書
- ②登録希望店舗リスト
- ③Go To トラベル事業参加同意書
- ④口座確認書
- ⑤口座情報が確認できる書類  
(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- ⑥日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類  
(開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等  
の公的機関から発行される書類の写し)

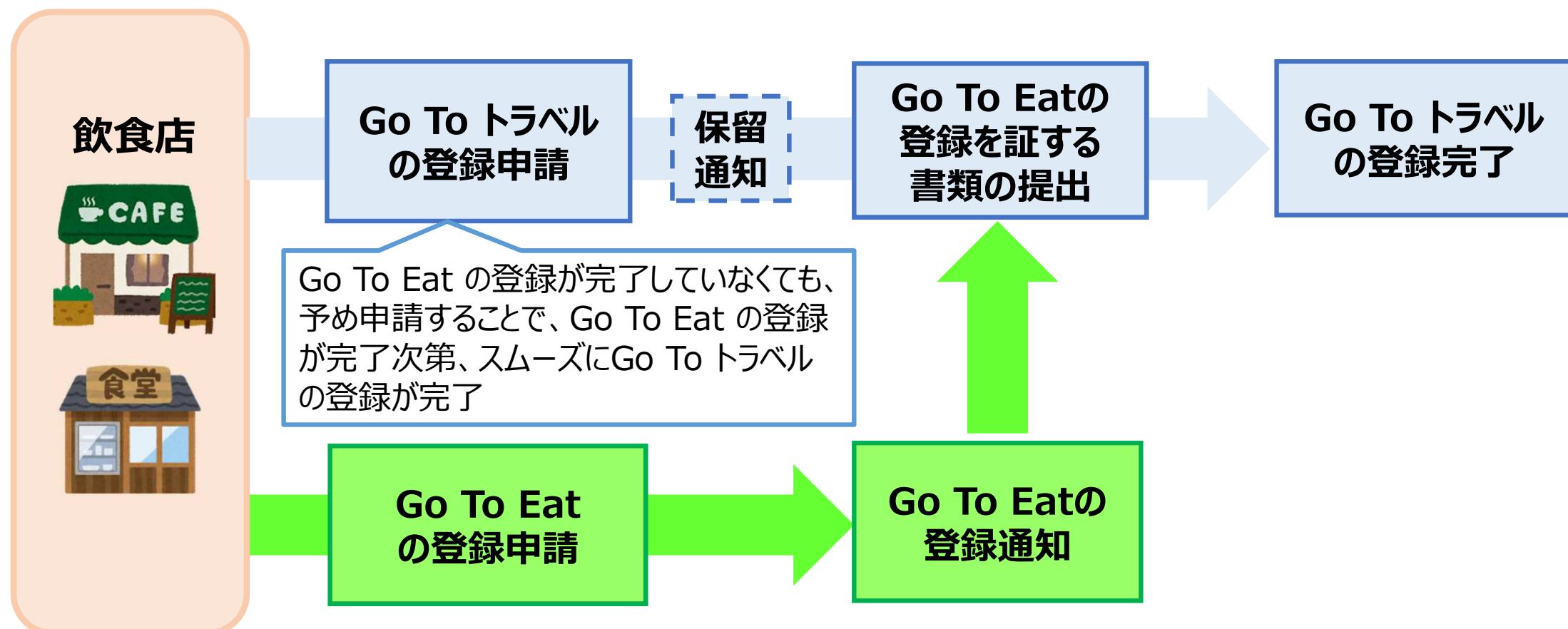
遵守すべきガイドラインの名称を  
記入した上で遵守を誓約

- ※ 公式ホームページで申請する場合には、**申請様式のダウンロードは不要**
- ※ Go To Eatの対象となる「飲食店」にあっては、**同事業の登録を証する書類が必要。**

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (参考) 飲食店の登録手続の流れ

- ・飲食店のGo To トラベルの登録には、Go To Eatの登録が必要。
- ・Go To Eatの登録が完了するまで、Go To トラベルへの登録は保留。



※「飲食店」とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (3) 登録後の準備

##### ステッカー・ポスターに記入し掲示



##### 掲示したポスターの写真を事務局に提出

※ポスター到達  
から10日以内



##### クーポン取扱いについての従業員研修



##### 電子クーポン用2次元コードの設置



### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (4) 利用者からの受取の際のフロー

①お会計（支払い額の提示）

②旅行者から地域共通クーポン使用の意思表示

③商品・サービスが地域共通クーポンの**利用対象**か確認

④地域共通クーポンが**偽造等**されたものでないかを確認  
地域共通クーポンに印字された**利用エリア**と**有効期間**を確認

⑤利用者から地域共通クーポンを受け取り商品等を受け渡し

⑥ミシン目に沿って地域共通クーポンを**切り離して保管**



精算へ



入金確認まで保管

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (5) 精算

##### ① 紙クーポンの換金請求方法

① 換金用伝票に  
必要事項を記入

② 換金用伝票を  
表紙にして紙クーポンを  
輪ゴムで束ねる

③ 封筒又は段ボールに  
宅配伝票を貼り送付

換金用伝票（センター送付用）		記入日：20 年 月 日
店舗コード	□□□□□□□□□□	換金用伝票（控え）
店舗名	店舗コード	
地域共通クーポン	QR換金済 枚数	
<input type="checkbox"/> QR換金済 枚数	<input type="checkbox"/> QR換金未 枚数	枚
<input type="checkbox"/> QR換金未 枚数	<input type="checkbox"/> QR換金未 枚数	枚
合計枚数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	枚

見  
本

※ 換金用伝票は登録時に配布する  
ほか、HPよりDL可能



使用済み紙クーポン  
の本券部分



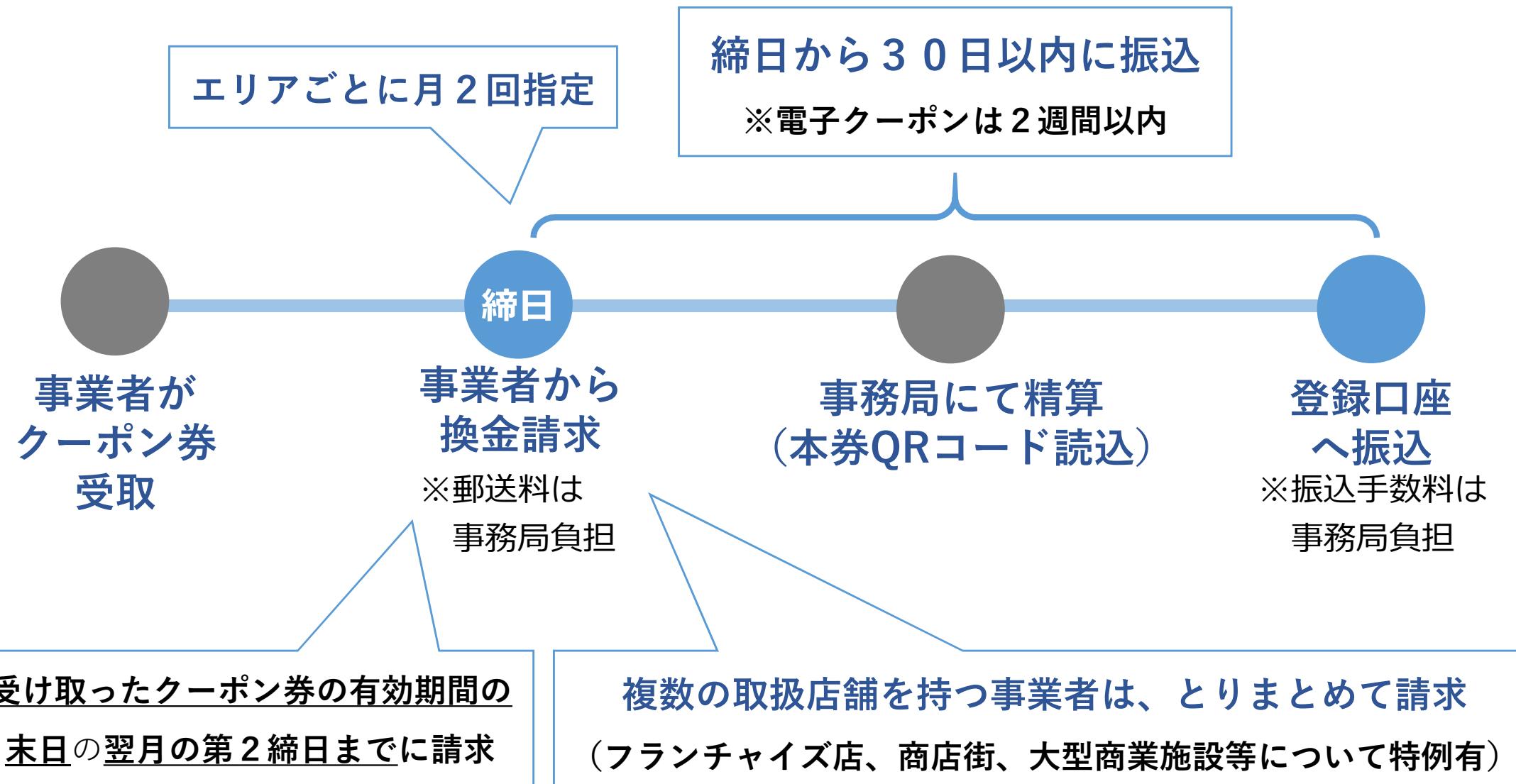
##### ② 電子クーポンの換金請求方法

- 利用者がQRコード標識を読み込み電子クーポンを利用することにより、換金の請求が自動的に行われる。

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

#### (5) 精算

##### 【紙クーポンの場合】



※ ポスター掲示写真の提出があるまでは換金請求には応じられない

### 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

## (6) フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	<b>原則</b> とりまとめて申請 <small>〔本部を1事業者として登録をすることも可〕</small>	<b>とりまとめて請求可能</b> <small>〔本部を1事業者として精算することも可〕</small>
商店街 ・ 大型商業施設等	<small>〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕</small> <b>とりまとめて申請可能</b>	<small>〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕</small> <b>とりまとめて請求可能</b>

- ※ 取扱店舗の申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
- ※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

#### (7) 登録の取消し

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 地域共通クーポン取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 地域共通クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ Go To Eatキャンペーン事業の対象となる飲食店にあっては、同事業の登録を取り消された場合
- ⑤ その他の地域共通クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合



**地域共通クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す**

- ※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめるフランチャイズ本部その他の者を含む。）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- ※ 登録が取り消された場合、以後、地域共通クーポンの取扱いを行うことができない。
- ※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

## 4. 問い合わせ先

## 4. 問い合わせ先

### Go To トラベル事業 コールセンター



**0570-017-345**

受付時間：10:00～19:00 年中無休

IP電話等からの  
お問い合わせ先

**03-6747-3986**

受付時間：10:00～19:00 年中無休

### Go To トラベル事務局公式サイト

#### ▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

#### ▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>



内閣府

令和2年9月15日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 「不正改造車を排除する運動」の強化月間（10月） ～不正改造は犯罪です！～

不正改造車は安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、大気汚染や騒音など環境悪化の原因となることから、沖縄総合事務局では、10月1日から31日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

また、車検時には基準に適合していても、車検後に基準不適合の自動車部品の取付けや取外しが違法であるとの認識がないままに、不正改造を行うユーザーや事業者も見受けられます。不正改造車を排除するため、警察をはじめ関係機関と連携し、下記の取り組みを実施します。

なお、不正改造車の使用者には整備命令が発令され、不正改造を実施した者には6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

### 記

#### ● 不正改造車を「しない」「させない」ための啓発活動

ユーザーや販売店等に対して、ポスターの掲示及びチラシ（別添）の配布などを行い、不正改造の抑止を図ります。

#### ● 不正改造車の情報収集

相談窓口として、「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車・迷惑黒煙車等のユーザーに対して不正改造箇所の改善・報告を求めるハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除に向け活用します。

#### ● 街頭検査の実施

違法マフラーの装着や車体外にはみ出すタイヤの装着などの不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令し、厳正に対処します。

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報を寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

（沖縄総合事務局運輸部車両安全課 098-866-1837）

（沖縄総合事務局陸運事務所整備部門 098-875-0300）



携帯・スマートフォンの方はこちらから 不正改造車・迷惑黒煙110番

#### 【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課 天願 稲嶺

TEL 098-866-0031 (内線 85449)



# このような改造は 不正改造です!!

- ① 基準不適合  
マフラーの  
装着／  
消音器の  
取り外し



基準不適合マフラーの装着やマフラーの切削・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

- ② タイヤ及びホイールの車体  
(フェンダー)外へのみ出し



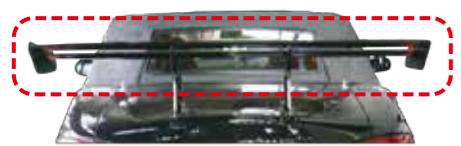
適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

- ③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

- ④ 基準外ウイングの取付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

- ⑤ 灯火類の灯光の色を変更  
クリアレンズ等不適切な灯火器  
及び回転灯等の取付け



制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

- ⑦ 前面ガラス等への  
装飾板の装着

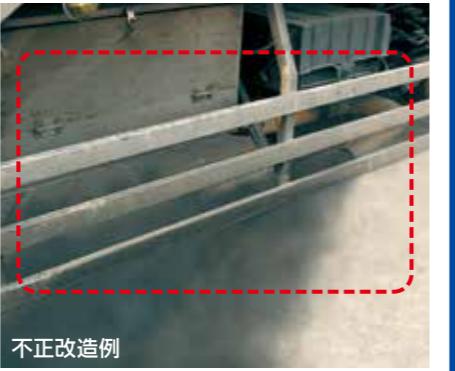


- ⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)  
の解除・取外し



速度抑制  
装置付

- ⑨ ディーゼル自動車が排出する  
黒煙



# 不正改造は

# 犯罪 です!!

不正改造車の使用者  
整備命令の発令

STOP!  
THE不正改造

不正改造を実施した者  
6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

基準不適合マフラーの装着  
消音器の取り外し



運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



タイヤ及び  
ホイールの車体  
(フェンダー)  
外へのみ出し



## 不正改造車を排除する運動

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力／独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標識協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報を寄せ下さい。

北海道運輸局 011-290-2752  
東北運輸局 022-791-7534  
北陸信越運輸局 025-285-9155  
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042  
中部運輸局[黒煙] 052-952-8044  
近畿運輸局 06-6949-6453  
中国運輸局 082-228-9142



<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3携帯、スマートフォンの方はコチラから→>

[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)

# ⚠ 不正改造等の主な事例

## 乗用車

### 消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第30条)

### 触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。  
(道路運送車両の保安基準第31条)

### サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。  
(道路運送車両の保安基準第14条)

### 番号灯

○白色であること。  
(道路運送車両の保安基準第36条)

### 尾灯

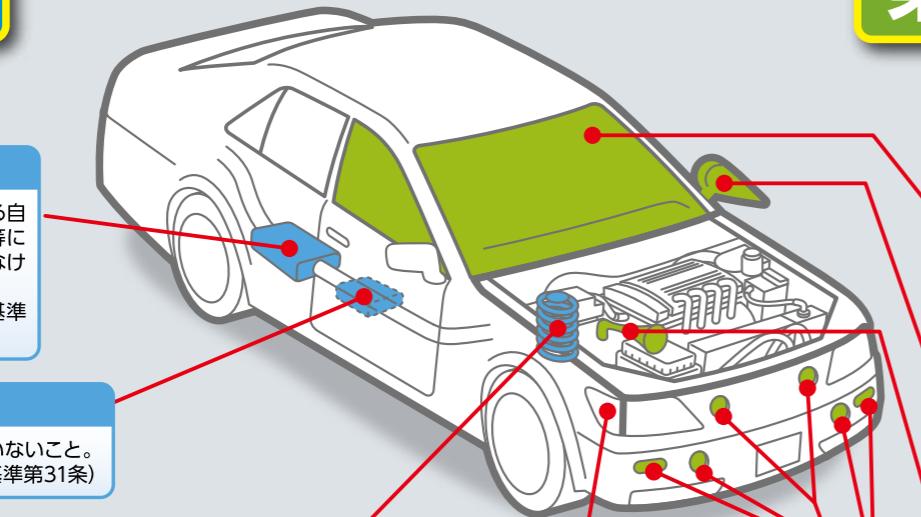
○赤色であること。  
(道路運送車両の保安基準第37条)

### 方向指示器

○橙色であること。  
○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。  
(道路運送車両の保安基準第41条)

### 後部反射器

○赤色であること。  
(道路運送車両の保安基準第38条)

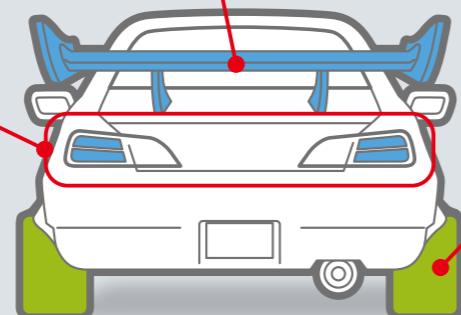


### 車幅灯

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)  
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であって、全ての車幅灯が同一色であればよい。  
(道路運送車両の保安基準第34条)

### 基準外のウイング

○側方への翼形状を有していないこと。  
○確実に取り付けられていること。  
○鋭い突起がないこと。  
○その付近の最外側、最後端とならないこと。等  
(道路運送車両の保安基準第18条)



## 乗用車・貨物車共通

### シートベルトリマインダーの不正解除

○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

### 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付は不可。  
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。  
(道路運送車両の保安基準第29条)

### バックミラー

○鋭利な突起がないこと。  
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。  
(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

### 警音器

○音が自動的に断続するものは不可。  
○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させができるものは不可。  
(道路運送車両の保安基準第43条)

### 前部霧灯

○白色又は淡黄色であること。○同時に3個以上点灯しないこと。  
(道路運送車両の保安基準第33条)

### その他の灯火(ディライト)

○赤色でないこと。○光度300cd以下であること。○点滅しないこと。  
(道路運送車両の保安基準第42条)

### タイヤ

○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。  
(道路運送車両の保安基準第18条)

### 直前直左確認鏡

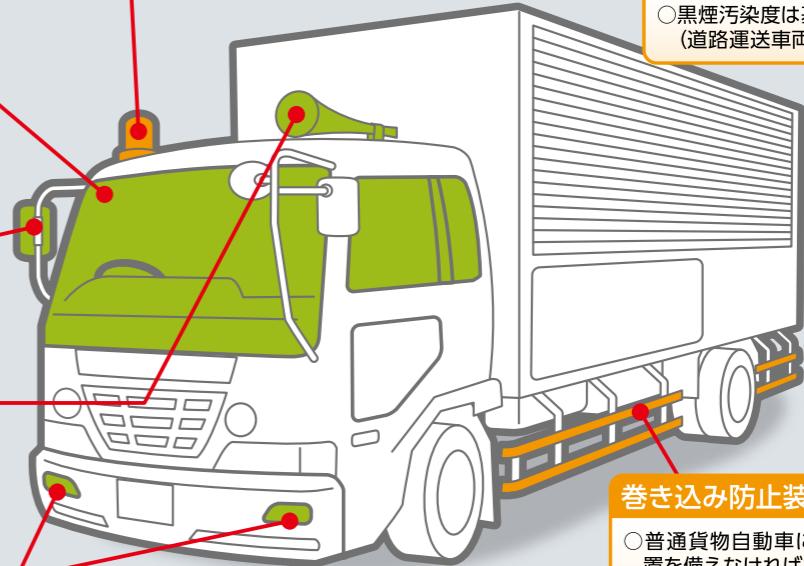
○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第44条)

### 回転灯

○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。  
○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。  
(道路運送車両の保安基準第42条)

### ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。  
(道路運送車両の保安基準第31条)

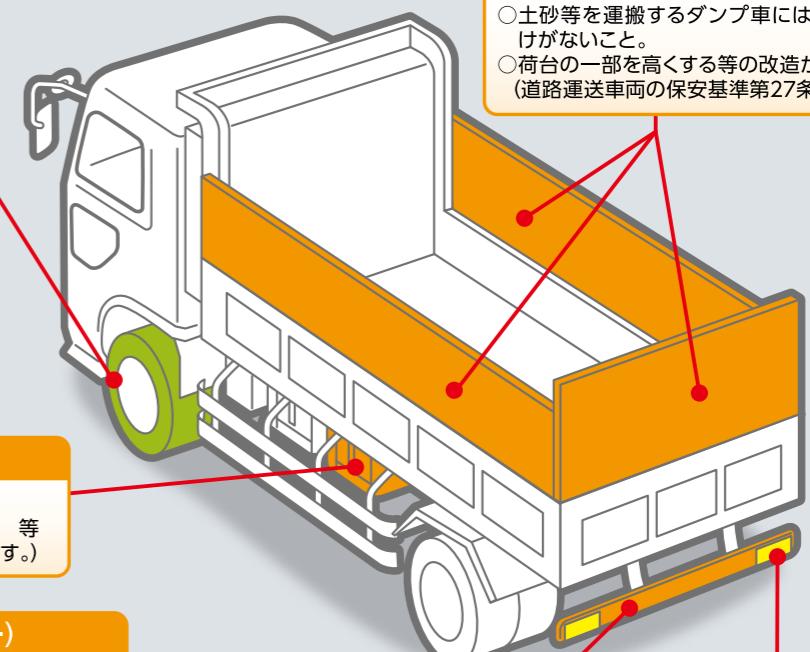


### 巻き込み防止装置

○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

### ダンプ(土砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。  
○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。  
(道路運送車両の保安基準第27条)



### 不正な二次架装

○新規検査受検後に燃料タンクの増設。  
○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等  
(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

### 速度抑制装置(スピードリミッター)

○自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。  
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。  
(道路運送車両の保安基準第8条)

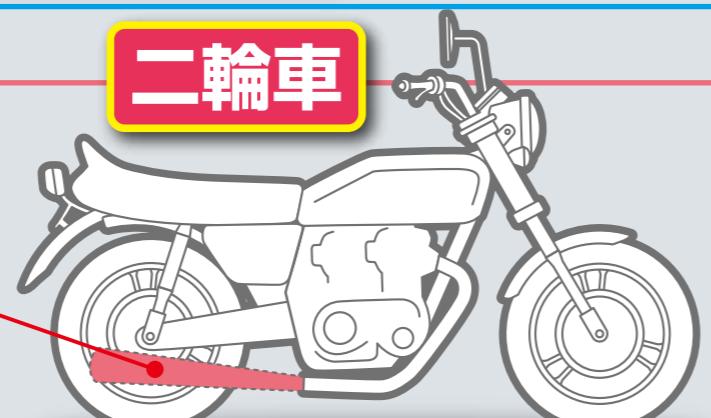
### 突入防止装置

○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。  
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

### 大型後部反射器

○貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第38条の2)

## 二輪車



### 消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。  
(道路運送車両の保安基準第30条)

### 触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。  
(道路運送車両の保安基準第31条)

⚠ 大丈夫ですか？ あなたのクルマ

⚠ クルマのチェックを忘れずに！

⚠ 不正改造は犯罪です！

# NO!! 違法マフラー



そここの君、自動車・バイクのマフラーは  
基準適合品じゃないとダメだよ!!



違法マフラーの排除対策を  
更に強化!



ネット通販で買ったそのマフラー  
本当に大丈夫?!

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令  
▶整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

# 不正改造は犯罪です!



国土交通省

# マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車(～125cc)、軽二輪自動車(125～250cc)にもこの基準は適用されます。

## 1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

### 不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



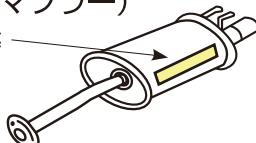
## 2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

### 基準に適合するものの例

#### (1)次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例)

自

(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



確認機関の略称のサンプル例



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

(二) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例)



(数字は認定国番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

#### (2)次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令  
→整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金